別添-14 EDIシステム関連加入者追加申込みについて（確認書）

公益財団法人　日本産業廃棄物処理振興センター　行

EDIシステムに関連加入者として追加するJWNET加入者に対し、「EDIシステム運用規程」第18条に基づき以下の対応を行います。

1. EDIシステムを利用する者に対し下記の事項について説明し、理解を得ます。  
   また、説明内容に変更がある場合には、これに準じて対応します。

　・　JWNET及びEDIシステムの仕組み

　・　JWNET加入の必要性

・　EDIシステムの情報取得制限

・　ASP事業者におけるマニフェスト情報の取り扱い

1. EDIシステムを経由してJWNETに接続するものであることを説明の上、  
   JWNET加入者との間にEDIシステム利用に関する契約を締結します。

以上

　　　　　年　　　月　　　日

　EDI事業者番号

　会　社　名

　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（※代表者押印または、代表者氏名欄にご署名ください）